

平成 29 年度宮城県青少年問題協議会

日時：平成 30 年 2 月 8 日（木）

午前 10 時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎 11 階 第 2 会議室

平成29年度青少年問題協議会 会議録

日 時：平成30年2月8日（木）午前10時～正午

場 所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室

出席者：阿部有子委員，鎌田健司委員，窪田恵美委員，久保野恵美子委員，小林純子委員，
佐藤一拓委員，杉山昌行委員，館田あゆみ委員，梨本雄太郎委員，水本有紀委員，
後藤康宏委員代理（吉田環境生活部次長），渡辺達美委員代理（志賀子育て支援課長），
高橋仁委員代理（西村理事兼教育次長），佐藤宏樹委員代理（佐近少年課長）

欠席委員：秋田敦子委員，伊勢みゆき委員，伊藤宣子委員

関係課室：9課中9課出席

傍聴者 0人

1 開 会

司会：環境生活部共同参画社会推進課 小島部副参事兼課長補佐（総括担当）

2 あいさつ

挨拶：吉田環境生活部次長

3 委員紹介

4 協議事項

平成28年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

5 報告事項

(1) 青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）について

(2) その他

あいさつ

吉田次長 本日は、お忙しい中、委員の皆さまに御出席いただき、感謝申し上げます。また、青少年行政の推進に当たりましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本協議会は、青少年の育成等に関する総合的な施策の樹立につき必要な重要事項を調査し、御審議いただくために昭和28年から設けられている附属機関でございます。

本県の青少年施策に関しましては、青少年健全育成条例の規定によりまして、本協議会での審議を経て作成されました、「青少年の健全な育成に関する基本計画」に基づき実施しております。

そして、各施策の実績や進捗状況を取りまとめ、毎年度、本協議会に御報告した上で、公表しているところでございますが、今回は、第2次計画の初年度であります平成28年度の施策の実施状況につきまして、委員の皆さまに御報告し、御意見などをいただくこととしております。

また、本日は、青少年の携帯電話等によるインターネットの安全安心利用を推進するための「青少年健全育成条例」の一部改正を予定しておりますことから、その概要についても御報告させていただきたいと思っております。

東日本大震災からまもなく7年を迎え、復興は着実に進みつつありますが、一方で、いじめや虐待、ニート、ひきこもり、不登校など青少年を取り巻く問題は、年々複雑化、深刻化しております。

委員の皆さまには、本日の議題に対しまして忌憚のない御意見や御提案などをいただきたいと考えております。この会議が、活発な意見交換の場となることをお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会 それでは、これより議事に入ります。これからの進行につきましては、梨本会長にお願いいたします。

梨本会長 それでは、これから議事に入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。この会議は回数がそれほど多くなく、前回の会議といってもほぼ1年前ということになり、議論の繋がりがなかなか見えにくく、そして前回議論したことを次に活かしていくということがなかなかやりにくいというところもあり、難しいと感じているところでもあります。この場で言い放しで終わりということではなく、今日の議論を少しでも活かしていただければと思います。そのあたりの議論の繋がりを事務局の方で御配慮いただきながら進めていただきたいと思います。もう一つ難しいことは、やはりこの協議会が扱う範囲が非常に幅広く、私は一応教育と言ってもその中で得意不得意があるわけですが、教育以外の分野も含めて色々なことがあるということも考えると、なかなか正直全体像をきちんと把握することが難しいということです。ただ、この場には様々な分野で御活躍の委員が集まっておられるので、一人で全部見るということでもなく、それぞれの委員の得意分野を活かしていただき、全体として上手く調整できれば進むのではないかと考えていますので、これからの会議の中で短い時間ですが、よろしくお願いいたします。

平成28年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

梨本会長 それでは、「4 議事」に入ります。「平成28年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について」まずは事務局から説明をお願いいたします。

事務局 共同参画社会推進課の鞠古と申します。それでは、お配りしております資料1「平成28年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況(案)」について御説明をさせていただきます。はじめに、1ページから7ページの「II 県の施策の概要について」の「1 青少年を取り巻く状況」までを続けて説明させていただきます。その後、8ページ以降の「2 主要指標の状況について」を説明させていただきます。

まず1ページをお開きください。本日、御説明いたします報告書につきましては、「青少年健全育成条例」第13条の規定により、県が毎年度実施する施策の内容をとりまとめたものになり、その内容を公表することとなります。今回は、平成28年度の青少年施策の実施状況に関する公表案を御提示しております。

掲載内容は、青少年の健全な育成に関する基本計画に基づいた平成28年度における主要指標の達成状況及び県が実施した青少年関連事業等となります。

公表に当たりましては、数値化が可能な事項については数値目標を設けるとともに、評価及び検証を行い、本日の宮城県青少年問題協議会の御意見を聴くこととなっていることから、会議において御審議いただくものでございます。

2ページをお開きください。2ページから5ページまで、本計画に係る見直しの経過等を記載しております。冒頭御挨拶で申し上げましたとおり、平成27年度で第1次計画の計画期間が終了したことに伴い、平成28年3月に第2次計画を策定しております。本書は、第2次計画の初年度であります平成28年度の実施状況を掲載したものといたします。

4ページを御覧ください。第2次計画は平成32年度までの5年間の計画で、「宮城の次代を担う、思いやりと寛容な心を持ち、未来をたくましく志向する青少年をはぐくむ」を基本理念としております。構成としては、青少年育成の3つの柱に基づいた6つの重点施策を掲げ、取り組むべき課題、それらに対応した12の施策の方向を展開しております。

それでは、6ページを御覧ください。「II 県の施策の概要について」の「1 青少年を取

り巻く状況」について御説明いたします。

青少年を取り巻く状況については、青少年の体力、青少年非行、青少年を取り巻くインターネット環境、青少年の薬物使用、児童虐待、児童・生徒の問題行動、青少年の就労状況等について概観しております。

まず、平成 28 年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査の結果では、前年度と比較して、中学校・高等学校においては、ほとんど変化のなかった項目が多く、横ばいの状況が続いていますが、種目によっては継続して低下しています。小学校では、向上した種目の割合が著しく高くなっております。

一方、沿岸地域の小・中・高校生の体力・運動能力の状況につきましては、震災による明らかな低下は認められませんが、今後もその動向を注視していく必要があるとしております。

県内の少年にかかる刑法の検挙・補導数については、平成 15 年以降減少傾向にあります。刑法犯少年の再犯者率は 32.3%と依然として 3 割以上を占めることから、引き続き「非行少年を生まない社会づくり」を一層推進することが必要となっております。

次に、青少年を取り巻くインターネット環境についてですが、全国の調査の結果、小・中・高校生のスマートフォンの所有・利用率が年々上昇しております。そのため、青少年がインターネット利用に起因するトラブルや犯罪被害に巻き込まれるリスクが増大しており、フィルタリングサービスの普及啓発の促進に一層努める必要があります。

続いて 7 ページを御覧ください。青少年の薬物乱用については、平成 28 年中の少年及び 20 歳代による全国における覚醒剤事犯検挙者数は前年に比べ減少したものの、大麻事犯検挙者数は増加しております。

一方、本県においては、薬物乱用防止に向けた関係機関の取組の結果、県警による平成 28 年中の少年薬物事犯の検挙者数は、覚醒剤事犯 0 人、大麻事犯 1 人となっております。しかし、覚醒剤事犯検挙者全体では例年と同水準であることや、県内で取引される覚醒剤の末端価格が低下傾向にあることから、依然として青少年を取り巻く環境は厳しい状況となっております。

また、危険ドラッグについては、販売店舗は全滅したものの、インターネット等による流通が潜在化しているため、関係機関による指導取締りや薬物乱用防止教育の強化が図られております。

次に、県内の児童相談所が受理した児童虐待相談件数については、全国同様に増加傾向を示しております。要因としては、震災以降、依然として生活環境が不安定な家庭が存在することや、児童虐待への社会的関心や認知度の高まり、ほかの兄弟への虐待行為が心理的虐待として明確化されたことなどから、相談件数が増加していると考えられます。

児童生徒の問題行動については、高等学校における不登校は減少していますが、全体的には暴力行為・いじめ・不登校とも、依然として深刻な状況にあります。これらについては、全ての児童生徒にとって、「行きたくなる学校」となるよう努め、その解決に向け、全力で取り組まなければならない課題となっております。

青少年の就労状況については、若年無業者の数は、平成 28 年は全国で 57 万人と、前年より 1 万人増加となりました。また、フリーターの数は 155 万人と、前年に比べ 12 万人の減少となり、最近の人手不足を反映し就労状況の改善が見られます。説明は以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対して御質問や御意見などがありましたらお願いいたします。

私の方からまず伺います。今御説明いただいた中で、6 ページの最初に体力・運動能力調査の結果が紹介されていますが、中・高の方ではあまり変化がなく、小学校では向上した種目の割合が著しく高くなっているとの記載がございますが、どのような取組をされたらこのような結果に繋がったのかということをお分かりでしたら御説明いただければと思います。

スポーツ健康課 スポーツ健康課の鈴木でございます。小学校の取組でございますが、体育関係の主任や担当の先生を集めて研修会を 4 月段階で実施したことと、また、管理職の先生に対して、体力・運動向上に向けての取組について会議等で働きかけをして、各学校で組織的な対応という

ことで、朝の時間や業間といった時間を使って運動の取組を行っている学校が増えてきているということが小学校の向上に繋がっているというところがございます。

梨本会長 ありがとうございます。そのようになると、今度中学校などでも同じように少し力を入れて管理職の理解というところを行えば、もしかしたら中学校が上昇する可能性もあると考えてよろしいでしょうか。

スポーツ健康課 次年度から中学校の体育主任や担当の先生方に研修会に参加してもらい、そのような働きかけをしていくということで、中学校の先生方にも年度当初から対応していくということを行ってまいります。

梨本会長 ありがとうございます。それでは、ほかの委員の方いかがでしょうか。

久保野委員 久保野でございます。質問とお願いがございます。まずお願いが先ですが、「1 青少年を取り巻く状況」につきまして伺ったのですが、実数が増えた、減ったというお話のときに、例えば子どものある一定層、特に若年層の全体の数自体が減っているというところがあると思えますが、その割合を知りたいと思いました。また、質問の方が少し関係しておりまして、7ページの青少年の就労状況のところですが、まとめが「就労状況に改善が見られます。」となっておりますが、一方で若年無業者の数は57万人が1万人増加なのでなぜかとも言えるのかもしれませんが、今お願いしました数が言えるのではないかと考えますと、無業者が1万人増えたということとの関係で、就労状況の改善とまとめることができるのか、あるいは無業者の増加について、もし何か評価などございましたら教えていただきたいと思えます。

雇用対策課 青少年の就労の状況としては、全国的な傾向ですが、昨今の人手不足を反映しまして、正社員の雇用が増えており、明らかに改善はしております。新規高卒者、あるいは新規大卒者の内定率もここ4年ほど高い数値を維持しています。一方、問題を抱えた若者は全国的に見て、若年無業者の数が1万人増加となっており、厚生労働省の方で全国に地域若者サポートステーションを設置しており、このような若年無業者の方に就労に向けた支援を行っておりますが、昨年あたりから設置箇所数を増やす方向で取り組んでいるところです。宮城県内では現在、仙台と大崎と石巻の3か所に設置されておりますが、全国的に本所とサテライトというかたちで数を増やしていく話もございまして、本県におきましても、数を増やしていく方向で設置を促しております。

事務局 補足しますが、フリーターの現況ということで、当然人口も減っておりますが、フリーターの割合としても減少しております。全体について、そのようなかたちで記述しておりませんでしたので、次に向かって、あるいは今後出せるものがございましたら、母数の話と実際の数の話を関連づけるような御説明をできるかどうか検討したいと思えます。

梨本会長 ありがとうございます。久保野委員よりデータの示し方について要望と言いますか、問題提起がありました。母数が違うということを示すということと、項目によっても違うと思えますが、前の年に比べてという示し方と、ある程度長い期間で見えてくるものもあるかと思えますので、そのあたりもどのように見ていくかということもあるかと思えます。また、最後の就労状況は全国の数字でしょうか。これは県内だとどのようになっているのかということで、項目によって県内の数値があるものと全国のみのものがあるようなので、いろいろ難しいということは承知しているつもりですが、そのあたり整理していただければと思えます。関連して何かございますか。

それでは、先ほどの説明に対する御質問、御意見がございましたらお願いします。まずは、全体のということでよろしいでしょうか。これからまた項目ごとの説明を伺っていきますので、最後に全体をとおして議論できるかと思えますので、ひとまず先に進めさせていただきたいと思えます。

それでは、今回資料が非常に多くあり、また、細かい項目が多いわけですが、この資料を第2次計画の3つの柱に分けて検討してまいりたいと思います。まず、柱Ⅰ「すべての青少年の健やかな成長を支援する」の項目に関して、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、8ページを御覧いただきたいと思います。「2 主要指標の状況について」のうち、柱Ⅰ「すべての青少年の健やかな成長を支援する」に関する施策を御説明いたします。併せて、10ページに主要指標一覧表といたしまして、各指標の進捗度及び達成状況等を掲載しておりますので併せて御覧いただきたいと思います。このうち、第1次計画から指標の見直しをしたものが2つ、新しく指標としたものが2つございます。その説明を簡単にさせていただきます。

まず、見直しをしました指標の1つ目は、主要指標というところに1から28まで番号が振ってございますが、「9 県内に配置されたJETプログラムによる外国語指導助手の人数(仙台市除く)」につきましても、第1次計画では外国語指導助手1人あたりの生徒数を指標としていたものを、少子化等の影響を考慮しまして、配属された外国語指導助手の人数としたものです。2つ目は「20 青少年育成市区町村民会議等の設置件数」です。こちらにつきましても、より多くの設置を目指すために、目標値を設置率から設置件数としたものでございます。

また、新規指標については、「15 不登校児童生徒の在籍者比率(高等学校)」及び「28 インターネットの安全利用に関する講話の実施件数」の2つが新規の指標となっております。

それでは、8ページから9ページの主要指標の状況について、改めまして3つの柱に分けて説明をさせていただきます。

はじめに、柱Ⅰに関する重点施策につきましても、重点施策の1及び2について主なもの説明させていただきます。

「重点施策1 青少年の豊かな心と健やかな体の育成」の項目では、8つの指標のうち、前年度より目標値に近づいたものは、「3 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との乖離」、「6 平日に家庭等での学習時間が2時間以上の生徒の割合(高校2年生)」、「8 小・中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の開催率(私立含む)」の3つの指標となっております。中でも、3においては、中学校では目標値を達成しております。

「重点施策2 青少年の社会参加・職業的自立の促進」の項目では、5つの指標のうち、「9 県内に配置されたJETプログラムによる外国語指導助手の人数(仙台市除く)」では目標を達成し、ほか3つの指標では前年度より目標値に近づいたという結果になっておりますが、「10 内閣府青年国際交流事業への参加者数」については、前年度より増加しているものの、震災以降、応募者数自体が減少していることから、より一層の広報、啓発により、参加を促していく必要があります。柱のⅠに関する主な指標の状況については以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。今事務局から説明がありましたが、関係する各課で事業を担当される立場から、何か補足で説明などございましたらお願いいたします。

特になしでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、多岐にわたる資料の中で重点施策の1と2について、8ページの記述と関連するものが10ページの表にございますが、主要指標でいうと1から13までの項目となり、この具体的な内容は11ページ以降にまたがってくるわけですが、この部分について委員の皆様から何か御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

阿部委員 まだ途中ということは分かるのですが、社会参加ということがこれなのかと思います。子どもたちの社会参加は、まず地域であり、まちであると思うのですが、そのようなところが全く指標に入っておらず寂しく思います。御報告いただくのであれば、とても抽象的に感じるため、もう少し具体的な分かりやすい説明をしていただければと思います。例えばどこの課がどこへ、どの様な働きかけをしたのか。その結果又は経過と言った御説明であってほしいと思います。

梨本会長 御回答をお願いいたします。

事務局 計画の説明の中で、事業全体を説明するというのが難しいところもございまして、指標中心に説明をさせていただいております。実際には生涯学習のところで、教育庁の方でも取り組んでいるものがありますので、この指標に限らない様々な地域での活動もございまして、網羅されていない部分もあるのかなと思います。今後、この指標自体は動かさないとと思いますが、何らかのかたちで事業の説明や実績なりを補足できればと思います。

梨本会長 これは今までにも指標が適切なのかという議論が常にあったところだと思いますが、社会参加や職業的自立というものを県庁の様々な組織の中でどのように捉えておられるのかということの確認が必要であると思います。また、それを把握するためにどういう指標が適切なのか、数値で現れるものが主になるのでしょうか、継続的に経過を辿れるような指標を設けると共に、数値化できないものもあるのかなと思いますが、指標には現れにくいけれども県内で課題が出てきている、または力を入れて取り組んでいるものなどを、指標とは別に御紹介いただくことも必要なのではないかと思いますので、事務局の方で引き続き議論していただきたいと思っています。委員の皆様からも今の点について、社会参加というものを把握するためには、こういう指標があり得るのではないかなどを御提案いただければ良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

私から、社会参加、職業的自立というものと、もしかしたら重点施策1にも関わるかもしれませんが、例えば教育の分野でいうと、志教育というのを宮城県で力を入れていると理解しておりますが、それぞれの地域で取り組んでいるそのようなものを、何をもって成果が出たということ把握していくのかという話がこのようなところに入ってきてもいいかなと思います、適切な指標は難しいものなのか教えていただければと思います。

生涯学習課 生涯学習課です。志教育には直接関わっておりませんが、青少年の社会参加ということで力を入れて行っていることは、ジュニアリーダーの育成や防災教育ですが、そこにジュニアリーダーや小学生・中学生が地域の防災訓練にいかに関わっていくかどうか、それがいずれ地域づくりにも繋がっていく事例なども地域から上がってきております。

梨本会長 ありがとうございます。委員の皆様からやほかの部署の方からも社会参加や職業的自立というものをどのように捉えるのかについて、ほかにございませんでしょうか。

今のジュニアリーダーや防災に青少年が取り組んでいるということでもよろしいか、もしくは別の観点があるかとのことについて、いかがでしょうか。

教育企画室 教育企画室の鈴木と申します。指標の関係で、教育振興基本計画の方では、例えば全国調査で将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合や地域の行事に参加していると答えた児童生徒の割合を掲げておりますので、こちらの方には記載しておりませんが、このような指標もあって目標を掲げて行っているところでございます。

阿部委員 そのような指標の達成を数で現すものでなくても、この指標に基づいて効果が見られたところが、もう少し別資料としてでも分かれば、たくさん伝えられると感じました。よろしく願いします。

梨本会長 ありがとうございます。関連してほかにこういった考え方もあるのではないかなどありませんか。よろしいでしょうか。それでは、この点も含めて柱のIあるいは重点施策1と2に関する説明についての御質問、御意見、ほかにありませんでしょうか。

館田委員 重点施策1の方で、「6 平日の家庭での学習時間が2時間以上の生徒の割合(高校2年生)」は上昇しているが、家庭学習をしない生徒の割合もやや増加しているとの記載がありまして、ほとんどしない生徒は昔からいると思いますが、やや増加しているということは、なぜなのかという原因を伺いたく、インターネットやゲーム、LINE(ライン)などの絡みがかもしたらあるのかなと思います。以前、川島隆太先生の研究を見たときに、LINE(ライン)を

ある一定の割合で行うと急に学習時間が下がるということを読みましたので、そのような背景があると対策も違ってくるのかと感じますが、原因などどのように考えているのか質問いたします。

高校教育課 高校教育課でございます。家庭学習を全くしない割合が増えているということについて、一概にこれだという原因は述べられないと思いますが、先ほど委員からお話しがありましたとおり、携帯電話やスマートフォンの利用が増える一方で、SNSなどを使用している時間も増えている状況でございます。本日は持参しておりませんが、実際にSNSを何時間使った生徒について学力が落ちているといった結果も出ておりますので、学習状況調査という細かいデータはあるものですから、そういうところも影響しているのかなと思います。SNSの活用状況は後でも指標として出てくるかと思いますが、留意していかなければいけないかなと思います。

梨本会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

小林委員 小林です。16 ページの「12 新規高卒者の就職内定（決定）率」が向上しているとお話がありましたが、17 ページの「13 新規高卒者の3年後の離職率」も半数近くが辞めているとのことなので、原因はどのようなものが考えられるかということと、私の意見ですが、今の義務教育を受けている子どもたちの学力が、昔ですと平均が多いというのが普通でしたが、現在は学力が高い子と低い子がいて平均が少ないと伺っています。また、今一番子どもたちの問題としては、虐待の問題と発達障害の問題があると思います。勉強どころではない子どもたちが実際にたくさんおり、虐待されて発達障害のような傾向を示すお子さんもたくさんおります。最近、養護施設にも関わっており、虐待されて入っているお子さんの多くに発達障害と見なされる子もいますが、手帳をもらう程でもないため、そこから先に独立して就労するのも困難な場合があります。この中にもそのような子たちも含まれているのではないかと思いますので、一般の家庭を順当に経験し就職して継続している割合が半分、後は様々な問題があって継続していないというところで、これから支援を強化していかなければいけないと思います。ですので、こちらの部分をもう少し分析して、データをいただくと、今後対策をしやすくなるのではないかと思います。

高校教育課 高校教育課でございます。社会的状況もあり、就職内定率は上昇しております。また、進学達成度も非常に良くなっております。高校でも就職に向けてインターンシップなどを積極的に取り入れておりますが、離職率の問題も大きいため、更にインターンシップなどの機会を増やし、自分の適性を見つける指導について力を入れていきたいと思っております。

雇用対策課 雇用対策課です。離職率につきましては、本県が全国平均よりも高いため取り組んでいるところでございます。以前より中卒、高卒、大卒といわゆる「七五三」と言われるように、若年層になるほど離職率が高い状況がございまして、現在もその傾向は変わっておりません。その中で新規高卒者の3年後の離職率について、平成28年度で42.2%ということですが、県の方では定着支援事業として、新規採用者のいる中小企業を対象に、定着のためのセミナーということで、企業へ出向いた相談や、企業を集めて対応の仕方などのセミナーを経営者、あるいは採用担当者に実施しております。実際に企業から相談を受けた従業員に対する個別相談などを実施しており、その結果、前年度より改善傾向にある状況となっております。

志賀課長 子育て支援課でございます。虐待と発達障害、そして就職等との関係について、御指摘がございました。要保護児童、保護した児童の一定数に発達障害をお持ちのお子さんがいるというのは確実でして、かつそのような方が年々増えてきていると思われまます。データのものはございませんが、そのような状況です。そのような中で、どのような対策をとっていくべきなのかというところに苦心しているところでございます。国の方でも、正しい生活環境と正しい学習環境を要保護児童についてもきちんとケアとして与えるべきだという姿勢になってきてお

り、県といたしましても、非常に重要視しております。また、虐待といったかたちもそうですが、経済的な貧困が非常に大きく関わってきているという指摘がございます。このようなことを考え合わせまして、貧困や虐待にある状況のお子さんへの学習支援の取組を強化していくということを昨年度より始めております。貧困とされる学習困難なお子さんへの学習支援としては、子どもの居場所づくりというかたちを踏まえまして、県内にいくつか拠点を設けてお子さんに来ていただき、学習的な支援を行いサポートしていくという事業を行っており、拠点の数を年々増やしていくという展開をしております。虐待児に対しましては、まずは一時保護ということで親から引き離し、その後、養護施設や里親へ措置する場合があります。もちろん家庭復帰が割合としては多いですが、その中で親から引き離してまずは身体的な安全の確保を図ることを第一としながらも、学校などから離れてしまう期間も出てしまうため、その期間をきちんとサポートし、学校や里親や養護施設に行ったときでも、意欲の高まりを維持することが、ゆくゆく学校の成績や就職率等に影響する可能性はございます。来年度より新規事業となりますが、県の保護施設へ、DVの絡みで親御さんと一緒に逃げてくる同伴児に対して、学習支援のための専門の指導員を1人ずつ配置するという事業を行います。微力ではございますが、学習面でのしつけや対応といったものを、単なるケアに留まらず促していくことにより、将来への影響を最小限に抑え、速やかに社会活動に戻っていけるような取組を今後とも強化していきたいと思っております。

梨本会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。小林委員から指標12と13についての御指摘いただきました。これは確かに高校卒業者がどのような状況なのか、高校生や卒業生側の問題というのももちろんございますが、それと同時に就労環境や労働条件が変わってくるものの影響も繋がってくる可能性もあまして、指標13の関連事業として43の若者等人材確保定着事業ということで、その企業側に県の方からも働きかけている活動は非常に大切ではないかと理解しました。同時に県の離職率の平均と全国の平均を比べたときに、就労環境や労働条件も県内と他県を比べたときに、果たして県内の状況はどうかを比べられたら良いのかと思われました。難しい問題と思えますが、御配慮いただけたらと思えます。それでは、ほかにございますか。それでは、まず先に一通り進めるということで、次に柱のⅡに移らせていただきます。「困難を有する青少年やその家族を支援する」の項目について、重点施策ですと3と4に当たるものになりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして、柱のⅡ「困難を有する青少年やその家族を支援する」に関する重点施策3及び4について主なものを説明させていただきます。

「重点施策3 困難を有する青少年やその家族への支援」の項目では、3つの指標のうち、「14 不登校児童生徒の在籍者比率（出現率）」について、小・中学校ともに平成23年度以降上昇傾向にあり、これまでで最も高い数値となりました。また、新たな指標として設定いたしました「15 不登校生徒の在籍者比率（高等学校）」につきましても、全国平均と比較すると高い数値となっておりますが、一方で、小・中学校の再登校率は上昇し、一部で改善もうかがえる状況となっております。

9ページを御覧ください。「重点施策4 青少年の非行や被害の防止・保護」の項目では、3つの指標のうち、「18 里親等委託率」については、平成23年度以降順調に増加しており、震災関連児童を除く割合は増加しているなど、里親やファミリーホームへの委託が推進されているといえます。また、「19 『児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の間関係や仲間づくりを促進した』と答える学校の割合」については、小・中学校ともに目標値を達成しております。柱のⅡに関する主な指標の状況については以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。それでは、事業を担当する課室から補足説明などございましたらお願いいたします。それでは、まず教育庁から説明をお願いいたします。

西村理事 私からは、教育委員会の課題と認識しております不登校問題につきまして、我々の認識を御

説明したいと思います。指標 14 及び 15 でございます。本県におきまして、不登校問題は震災以前より、全国的にも高い数値で推移しております。なぜ宮城県で不登校が多いのか、我々自身も分析しかねております。細かに見ていきますと、小・中学校におきましては、10 年間推移を見ましても増加傾向にございます。特に昨年度は中学校で急増している状況にございます。不登校の要因は、いじめや家庭環境など、個々に抱える問題は様々でございます。各学校できめ細やかな対応を行っていかねばならないと思っております。中でも、中学 1 年生で急増するということから、小学校から中学校、あるいは幼稚園から小学校の引き継ぎが非常に重要であると考えておまして、そのような認識を示して各学校へ通知を發出しているところでございます。目標達成に向け、基本的にスクールカウンセラーや心のケア支援員、スクールソーシャルワーカーなど、様々な取組を行っているところでございますが、特に昨年度より「みやぎ子どもの心のケアハウス」事業を行っており、事業は市町村でございますが、今年度は 13 市町で実施されております。この事業は、これまでの適応指導教室にアウトリーチ機能を加えまして、学校や家庭に直接支援を行うほかに、教育相談や学習支援、中には心のケアやサポートなど、不登校及び不登校傾向の児童生徒一人一人について従来の枠組みを越えた対策をしているところでございます。この事業によって、設置した市町村におきましては、不登校改善率が県平均より上回っている状況となっております。我々としては、この事業を来年度更に実施市町村を拡充していきたいと考えております。このような対症療法的な事業ではあります。が、「子どもたちが行きたくなる学校づくり」に努めてまいりたいと思います。

いじめ問題につきましては昨年度より、PTA 連合会と県教育委員会の課長以上が出席しまして、意見交換会を実施しております。今年度 2 回目を実施した中で、PTA 連合会と協働で、いじめや不登校を無くしていこうという「みやぎっ子宣言」のポスターを各学校へ掲示することにより、児童生徒の意識啓発に繋がっていくとのことで、地域との連携を強化しております。

梨本会長 ありがとうございます。PTA のお話も出ましたが、杉山委員何かございますか。

杉山委員 不登校に関してですが、宮城県は不登校の出現数が多いと、保護者の間でも随分前から気になっているところです。指標に要因として記載がございしますが、先生自体が問題である場合もあり、先生の対応が悪く、言葉や行動によって学校に行きたくないという子どもたちもいるということを少なからず聞きます。指標に先生による問題も記載しづらいとは思いますが、記載した方が良いのではないかと思います。学校側として色々対処するのは当然ですが、保護者としては学校に戻すだけが解決ではないと考えております。「行きたくなる学校づくり」としては、学校に戻ることがベストであると思っておりますが、無理に学校に戻す方向だけの対策を取って悪化したのでは別なところに問題が出てしまう部分もありますので、先ほどお話のあったケアハウスのような子どもの逃げ道や居場所づくりにもう少し重点を置いていただいて、子どもがバスで行ける範囲に 1 つ設置されるといいのかなと思います。指標としてどうということではございませんが、このような取組に力を入れていただきたいと思っております。

梨本会長 関連して水本委員お願いいたします。

水本委員 水本でございます。私は精神科医として、しんどくなったお子さんや不登校の方を診断しておりますが、発達障害など御本人に問題がある場合は別ですが、御本人に問題が無い場合ですと、御家族のしんどさということがあらゆる問題の背景にあるのではないかと実感しております。子どもを支える施策はたくさんあると感じておりますが、子どもは親の映し鏡ですので、親を支える施策や考えも目線として大事ではないかと感じました。

西村理事 まさに御指摘のとおり、我々も問題意識を持っております。このケアハウスは家庭内への支援ということで効果が上がっていると実感しておりますが、スクールソーシャルワーカーのなり手がいないという課題もございます。

梨本会長 ありがとうございます。いじめや不登校の問題というのは現状としてはかなり厳しい問題

であるという中で、新しい取組をされて何らかの良い方向に向かうような兆しが見えてきているというところで、これから見守っていきたいと思います。最後に子どもの問題だけではなく保護者、家庭の問題も出てきましたが、生涯学習の分野ですと「家庭教育支援チーム」のようなものを従来から行っておりますので、様々な後押しで取り組んでいただきたいと思います。関連して何かございますか。

窪田委員 青少年の会議に出ていつも思うことが、家庭の問題が出ましたが、家庭教育の大切さや幼児教育の大切さを重要視していくべきではないかと思っております。家庭の考え方一つで色々なことが変わってきます。やはり親は責任を持ってどのように子どもを育てなければならないかしっかり考えていただいて、学校や社会に出していくということが大切ではないかと思えます。様々な問題もございますが、今より有効に学校生活や社会生活を送れると思っておりますので、幼児教育や家庭教育に力を入れていただければと思います。

小林委員 中学校での不登校が問題となっておりますが、実は小学校から隠れ不登校といいますが、数値には出てこない不登校が、中学校に進学後環境が変わり、全く登校しなくなるということなのではないかと思えます。小学校ですと保健室に1日来れば日数としてはカウントされず、不登校の範疇からは外されるということもあり、もう少し多いのではないかと思えます。スクールソーシャルワーカーの方に頑張っていただいておりますが、地域との繋がりが薄く感じており、連携が重要と感じております。社会福祉法では地域包括と言われておりますが、子どもの視点がほとんどなく繋がりが無いのが現状です。学校の中だけで解決できる問題ではないとすれば、地域を担当する保健師さんなど様々なかたちでの関わりが必要となるので、学校との連携を何らかのかたちで見ていけたらいいのではないかと感じております。質問ですが、「みやぎ子どもの心のケアハウス」の予算について、いずれ復興予算で無くなるので今取り組んでも後々市町村が自前で行うことになるため手を出せないということをお聞きしましたが、そのあたりの見通しはいかがでしょうか。

西村理事 予算が既に発表されましたので申し上げられる状況にございますが、来年度は7市町村増やした20市町村で実施することとしております。お話のような復興予算ではなく、子ども育英基金を財源として10分の10という市町村には負担が少なく実施されている事業でございます。ある程度年度を切って要求した事業でございますが、我々としては効果が上がっておりますので、数値を見せながら、今後とも教育庁として続けていきたいと思っております。市町村から見れば負担が増えるということはどうなのかということで御質問いただいておりますが、設置しているところと、していないところで不登校改善率に差が出ておりますので、市町村自らの財源でもやるべきなのではないかとの判断も出てくるかと思えます。

梨本会長 それでは子育て支援課をお願いします。

志賀課長 関連して御説明いたします。包括的な切れ目の無い支援ということが最近一つのキーワードとなってきております。母子保健分野において、妊娠期から出産、子育てまでを切れ目の無い支援をしていくワンストップ窓口を作るべきだという動きが、母子保健法と児童福祉法にきちんと法律に位置付けられており、子育て世代包括支援センターを各市町村にぜひ作ってほしいということが努力目標となっております。現在8か所県内に設置されており、来年度中に8か所増える予定となっております。主体が市町村となっておりますが、母子保健分野が主体としてスタートすることとなっておりますが、小林委員御指摘のとおり、母子保健という場合、健康診断や妊娠期からの健診も含めて、ある程度リスクがあれば早期に発見し、早期にケアするという流れにしていくためのスキームになりますが、当然必要となってくるものが、必要であれば保健分野から福祉へ繋ぐ、あるいは学齢期へ近づけば教育分野ときちんと連携することが基礎自治体である市町村が担うべきであるということが基本となります。県といたしましては、このような動きをバックアップ、サポートしていき、立ち上がっていない市町村については立ち上げていただくように促し、立ち上がっている市町村については更にレベルアップできるよ

うにといった取組を今後とも強化していきたいということでございます。この動きが医療面ですと、産婦人科から小児科、精神科医との連携の中で、メンタル面も含めてのサポート体制となっております。このような動きをベースとして、御指摘のあったことにきちんと答えていくようなかたちを何とか整えていきたいと考えております。教育分野においては、家庭教育や幼児教育、幼保小連携といった取組を、当課と生涯学習課で様々な計画づくりの中から具体的に検討するという流れとなっております、重要視していきたいと考えております。

梨本会長 ありがとうございます。この件は様々な課が関連していると思いますが、関連してほかの委員の方お願いいたします。

佐藤委員 長くなっている状況で申し訳ございません。一つだけ、重点施策3の「15 不登校生徒の在籍者比率（高等学校）」が本計画より新たな指標として設定となっております、何らかの理由があって設定していると思いますが、高等学校を持ってきたということで、これだけ見ると小学校も中学校も多いのに高等学校も多いのかと思われてしまうかと、数だけ見ると、県や仙台市の対応がとんでもないとなってしまうかと思えます。本来、小学校と中学校が数値として高いので、高等学校も高くなってしまおうと思えます。県も仙台市も不登校対策を何もやってこなかった訳でもないため、今の時期ですと高校受験があり、問題となるのは欠席の多い生徒の進路をどのようにしていくかというところで、やはり県全体として不登校に対する理解や積極的な不登校の子どもたちの進路を切り開いていくというような体制をしっかりと整えているということに、中学校現場としては感謝するところでございますが、不登校の子どもたちへの積極的な理解、対応、そして各高等学校の積極的な不登校の子どもたちの受入を考えていけば、当たり前前に在籍者比率は高くなるのかなと思えます。そのような捉え方で良いのか、また、本計画に新たに設定した理由を教えていただければと思います。

梨本会長 高校教育課より指標を設定した事務局に説明をお願いしたいと思います。

事務局 事務局より説明いたします。本計画を作成するにあたり指標を見直ししておりますが、元々は教育振興基本計画でも高等学校の不登校生徒の在籍者比率を設定しているということで、本計画においても新たに設定したものでございます。

梨本会長 指標15と前後は繋がっていることと思えますので、そのあたりどのような指標で見ていくのかについては、また引き続き検討していけばよろしいかと思えます。この点について、ほかに御意見はございますか。

水本委員 高等学校の不登校についてですが、当センターでひきこもりの方を扱っていると、通信制の高校に在籍していたけれども結局その先社会に出られないような方や、大学に所属しているが不登校というような、一見どこかに所属していて数値に現れないけれども、社会参加する力が備わっていない方や問題を抱えた若者がいるという事実を調査できればいいのですが、そのような視点も大切かなと思えます。

梨本会長 様々な意見が出ましたが、数値で現れてくるようなことが起こる前に、子どもたちが安心して楽しく学校に通うことができるような学級づくりや学校づくりをしていただくということが基本にあり、その上で現れたものに対してはどのように対処していくかと思えます。ただ今御説明いただいたように、新たな動きが出てきたと思えますが、良い学校とはどのような学校なのかというようなことについては、基本的なことではあります、数値化して現せるものではなく、難しいところかなと思えます。そのあたりもどのように改善に向けて取り組んでいるのかということについて、引き続き示し方や把握の仕方を工夫していただければいいなと思えます。

志賀課長 最後に補足させていただければと思います。里親等委託率の指標について、当県を含めまし

て数字が出ておりませんでしたので、28年度は33.7%まで伸びて参りました。記述にあるとおり、年々伸びてきており、全国的にトップ3に入る数値となっております。当県は非常に数値が高く、大震災の影響でやむなく里親というかたちで親族へ引き取られた方々も母数にいるため、多い要素もあると言われておりますが、そちらを除いても高い傾向にございます。実は非常に高い目標を掲げておまして、平成41年までに53%まで引き上げようという取組をかねてより行っており、里親の育成を含めて積極的に取り組んだ成果が出ていると自負しております。ところが昨年、国が今後は更に里親委託率を高めていくという目標を掲げたとの話が出ており、方向性としては歓迎いたしますが、今後7年で75%にするというとんでもない数字が出て参りました。現在やっと頑張っってトップ3で33%であり7年で75%というのは、そもそもあと約10年で53%という数値も高い目標であると思っておりますので、現在、国の経緯に対して、どのようなことをベースに具体的な目標値の改定を進めてほしいという話が出ておりますが、数字だけ一人歩きしている状況でございます。非常に混乱しているというトピックでございました。当県としてはトップランを自負しておりますので、全国に無い、里親の方を支援するためのセンターを作ったり、里親のマッチングを図るための宿泊事業を独自で立ち上げたりということを取り組んでおりますので、ぜひ頑張りたいと思っておりますが、75%という数字は現実的ではないと感じております。いずれこのようなことも含め、要保護になっている子どもさんをどのようにケアしていくか、どのように健全に育てていくのかとの観点になったときに、施設から旅立った子どもを切り離すのではなく、アフターケアとしてきちんとその後何年かも気軽に相談できる仕組みまで整えなければならず、小林委員の団体へ委託し、取組を始めたところですので。やはり重層的に様々な仕組みを見て、手厚く行っていくことが重要ではないかと考えておりますので、この指標に関わらず取組を進めてまいりたいと思っております。

最後に、先ほど子育て世代包括支援センターと紹介しましたが、フィンランドの言葉で「ネウボラ」という通称を覚えていただき、県として力を入れてまいりたいと考えております。

梨本会長 ありがとうございます。様々な課題が見えてくると共に、宮城県として特に力を入れて頑張っている項目も示していただけたと思います。それでは残りの事業もございますので、柱のⅢに移りたいと思っております。「青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する」とのことで、重点施策5と6について、事務局より説明願います。

事務局 柱のⅢ「青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する」に関する重点施策5及び6について、主なものを説明させていただきます。

「重点施策5 青少年を支援するネットワークづくり」の項目では、7つの指標のうち、前年度より目標値に近づいたものは、22と26の2つの指標となっておりますが、そのうち、「26 保育所等利用待機児童数」については、安心子ども基金を活用した保育所整備が積極的に進められ、前年度より待機児童数は減少したものの、待機児童の解消までには至っておりません。また、「24 全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合」については、小・中学校では前年度より上昇しており、学習指導要領の趣旨の実現に向けて授業等における外部人材の活用が進んでいる状況です。高等学校では前年度より減少しておりますが、震災以降過去5年間では着実に活用が進んでおります。

最後に「重点施策6 青少年を取り巻く社会環境の整備」の項目では、2つの指標を設定しております。そのうち「27 携帯電話のフィルタリング機能利用割合（高校生）」については、平成25年度以降増加傾向にありますが、平成28年度で51%と未だ半数程度であることから、今後も青少年健全育成条例に基づき、携帯電話事業者等に義務付けしたフィルタリングサービスの説明義務の履行の徹底や、青少年、保護者に対する啓発活動などに取り組む必要があります。

柱のⅢに関する主な指標の状況については以上でございます。以上、ⅠからⅢの全体をまとめますと、28の主要指標のうち、2つの指標、番号で申し上げますと9と19で目標値が達成されております。

御覧いただきましたとおり、11ページ以降に各指標における取組内容及び現況値への評価等を、また、27ページ以降に各施策に対応する青少年関連事業を取りまとめしておりますので、

御覧いただきたいと思います。説明は以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。それぞれの事業に取り組んでいる各課ということで、共同参画社会推進課の説明をお願いいたします。

事務局 共同参画社会推進課でございます。当課といたしまして「21 子ども・若者支援地域協議会設置市町村数」という指標を載せております。これに関連して最近の取組を御紹介したいと思っております。子どもたちを支援する仕組みが一つの部門に留まらず、また、様々な年代をとおして必要となってきたておりますので、その場を作るということでございます。参考資料5, 6, 7でございます。昨年もお話をさせていただきましたが、参考資料5は法律でございますので後ほど参照していただければと思います。参考資料6を御覧ください。「宮城県子ども・若者支援地域協議会の設置について」という資料でございます。こちらは子若法と言っておりますが、法律に基づく協議会となりまして、昨年の1月に設置をいたしました。県下全域で51機関に参加いただき構成する組織でございます。分野が記載のとおり、福祉・医療、雇用、教育、矯正・更正保護や法律系の分野の方々にも入っていただき、様々な機関の取組と情報交換を行っていき、支援していきたいとの目的で作った組織でございます。今年度につきましては、参考資料7を御覧ください。当然このような組織は県内1つで足りるものではなく、できれば市町村ごとに設置されることが望ましいですが、指標で市町村と申し上げておりますが、市町村ごとに取り組むという状況にはなっておりませんので、とりあえず今年度県内5つの地域で担当者部会という勉強会兼情報交換会を開催いたしました。全体協議会ということで10月に51機関全体を参集し、大阪で就労支援に限らず様々な連携した取組を行っている講師の方にお話を伺いました。また、10月31日以降に仙台圏域、仙南圏域、登米・気仙沼圏域、大崎・栗原圏域、石巻圏域ということで、地域の構成機関の方々や現地で支援をしているNPOなど様々な方に参加していただき開催いたしました。この際に、長野や山形、佐賀において子ども・若者支援において進んだ取組をしている団体の代表の方などにお話を伺いました。県といたしましては、今年度はきっかけとしての取組を進めましたが、来年度は石巻圏域で地域の総合相談センターをモデル的に設置したいと考えております。NPO等への委託契約というかたちを取るかと思いますが、どのように支援機関に繋がられるか、ワンストップ窓口として模索しながら、先進事例などを学びながら進めていきたいと思っております。説明は以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。ただ今の御説明に関して委員の皆様からの御質問・御意見がございましたらお願いします。それでは、小林委員お願いします。

小林委員 私としては待ちに待った協議会ができて、とても良かったなと思っております。特にサポートステーションやジョブカフェだけではできない、そして地域に根ざした方たちがその地域のことを考えるということで、本当にこれから楽しみにしておりますので、一緒に取り組んでいきたいと思っております。

梨本会長 ありがとうございます。なかなか全ての市町村にすぐという訳にはいきませんが、県がリードして各地域で、ゆくゆくはもっときめ細かくということで進められることかと理解しました。この件について、あるいは重点施策5, 6について、何かございませんか。

舘田委員 重点施策6の「28 インターネットの安全利用に関する講話の実施件数」について、要請に応じて各機関に対して県の職員が行っているものですが、犯罪やリテラシーの教育を様々なところで教えていくしかないと思います。また、無償で学校などに講話を行っているNTTドコモやKDDIなどでは、要請があれば1つの学校に年間2回までなど手厚いサポートを行っていたり、作られたDVDを渡して下さったり、メニューもたくさんあるようですので、企業と連携をして、紹介した回数などを追加された方が幅広く行っているようなイメージになるかと思われました。

梨本会長 11 回というとは少なく感じるかと思いますが、御指摘いただいたように、ほかにも似たような取組があるのではないかと、ただ似ているけれども現在行っているものは電話会社で行っているものとは違いがあるのかもしれませんが、そのあたり御説明いただければと思います。

事務局 当課の職員が出向いて行ったものでございます。そのほかにドコモやKDDIでも行っており、当課としても連携して、情報交換を行いながら取り組んでおります。また、大きなイベントで展示をしていただいたり説明をしていただいたり、連携を取っておりますので、そのようなところを指標には反映できませんが、今後の事業に記載できればと思います。県警から御説明をお願いします。

少年課 警察本部少年課の齋藤と申します。今のお話のとおり、警察においても子どもたちの規範意識の向上という面から、非行防止教室の中でインターネットの使い方の話をしたり、学校の要請に応じてネットの安全利用の話のみをしたり、子どもたちまたは保護者の会の中でも話をしているところでございます。また、お話にあった電話会社の教室というのも展開されておまして、この度、警察とドコモで一つの授業の中で一緒に行うという取組を進めていく予定としております。

高校教育課 高校教育課です。高校の方でも、各学校でインターネットの安全利用に関する講話を行っております。先ほどお話がありましたとおり、少年課と連携しながら講師を招いて行っている事業でございます。指標 27 に入れさせていただきましたが、県立高校へ同講師を招いたのが全部で 49 校ございまして、県立学校の半分以上でネット被害未然防止講演会を実施いたしました。そのほかに電話会社や総務省より講師を招き、インターネットの安全利用や被害の未然防止、情報モラルについての講話を行っているという現状でございます。

梨本会長 ありがとうございます。今伺っただけでも指標 28 というのは色々行っている中での一部を数値化していると思いますので、次回に向けて見直していただければと思います。重点施策 5, 6 について何かございますか。それでは、重点施策 5, 6 についてはここまでということにしたいと思います。今まで 3 つの柱に分けて順番に検討して参りましたが、もう一度全体を振り返り、言い残したことや全体をとおして見たときの繋がりなどの御意見があれば、お願いいたします。

久保野委員 先ほどの里親等委託率につきましては、質問したいと思っておりましたところ、御説明いただきましてありがとうございます。国の施策の揺れということは、このような分野ではある程度仕方が無いと思いつつも、各県の実状や家族や子どもの状況に応じた実態からの国へのフィードバックが大事なのではないかと感じており、引き続きお願いしたいと思います。以上が感想でございますが、もう一点質問でございます。先ほどの御説明と関連して、指標 17 が切れ目の無い支援との関係で重要な一角を占めるものだと思いますが、一覧表を見て廃止となっており、御説明を拝見して確かに計画から落とされたということで指標から削除したことは理解したのですが、市町村のデータが無いということが記載されており、データを取ることにも手間があると思いますので、全てにおいてデータを残していただきたいと申し上げるつもりはないのですが、44.4%という状況の中でデータから外れたということが起こる背景やデータを取ることにについて、どのような考え方に基づいて使われているのか、御説明いただければと思います。

志賀課長 先ほど申し上げましたとおり母子保健法の改正などもございまして、健診が市町村の事業のため、市町村での運営が強化されてきたことも踏まえ、子どもの幸福計画の指標よりデータを取らなくなったものでございますが、背景に市町村ごとの取組に差があるということがございます。要指導以上の対処の仕方が市町村によって様々でありデータとして統一できないため指標からは除いておりますが、支援を行っていない訳ではなく、むしろ強化しなければならないところであるため、データの取り方なり繋ぎ方なりを共通のフォーマットなどを作成し、関係

機関で個人情報保護の範囲の中で共有できるような取組を進めていくべきだとの問題提起がなされており、データとしての信憑性や取り方など固まってくる部分も出てくるかと思えますので、復活するというものではございませんが、市町村への指導や助言に繋がるような仕組みができたらと思っております。

久保野委員 ありがとうございます。どのようにして実態把握ということを進めていかれるのか気になっておりましたので、今の御説明でよく分かりました。

事務局 指標 17 につきまして、昨年の資料に間違いがございました。大変申し訳ございません。昨年の資料には継続と記載がありましたので、今年の資料は廃止と修正しております。

梨本会長 ただ今の説明は 10 ページの一覧表の中には 27 年度が 44.4%と出ており、平成 28 年度に廃止となっているところについてです。今のお話では様々な指標があることは分かったのですが、問われていることは数字が多い少ないの問題ではなく、県と市町村との関係の中で、県がどのような役割を担うのか、市町村に任せる以上は市町村それぞれで考え方、やり方が違ってくることはある程度やむを得ないと思えますが、県の役割としては、ただ任せるのではなく、優れている事例や良い事例を共有し広げていくことが大切ではないかと思えます。また、指標にはならないけれども何か計画などの中でどう位置付けられるかが課題なのかと思えました。この点について、ほかの委員の方や関係課の方から何かございますか。

それでは引き続き考えていただくとして、全体をとおして何か御意見、御質問はございますか。それでは、これで一通り検討したということで、なかなか具体的には難しい部分もあったかもしれませんが、本日出た意見を踏まえて県のこれからの施策に活かしていただきたいと思ひまして、議事についてはここまでということにさせていただきたいと思ひます。本日の資料を事務局で改めて整理していただき、県全体の報告資料としていただきたいと思ひます。

報告事項（1）青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）の概要について

梨本会長 それでは「5 報告事項」に移ります。「（1）青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）の概要について」事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の渡邊と申します。それでは、お手元に配布の資料 3-1 に基づき、「青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）の概要」を説明させていただきます。資料 3-1 を御覧ください。

まず、項目 1 「概要」の（1）「改正の趣旨」についてでございますが、県では、青少年によるスマートフォン利用が普及している背景を受け、青少年を有害情報から保護するフィルタリングの利用促進を目的として、平成 27 年に青少年健全育成条例の一部改正を行い、携帯電話事業者等及び保護者に対するフィルタリングに関する義務規定を新設し、携帯電話事業者等への指導を行っているところでございます。ただ今申し述べました「携帯電話事業者等」とは、ドコモ、KDD I、ソフトバンクを始めとした携帯電話インターネット接続役務を提供する電機通信事業者のことを指します。「携帯電話事業者等」の「等」にはそれらの代理店などが含まれます。また、「有害情報」とは、簡単に説明いたしますと、「犯罪や自殺を誘発するもの」「わいせつな描写があるもの」「残虐な描写があるもの」などの青少年の健全育成を阻害するおそれのある情報のことを指します。

インターネット空間に介在するこれらの有害情報から青少年を保護するため、県では、保護者や青少年自身に対する広報啓発活動といったソフト面での対策を図る一方、ハード面での対策といたしまして、県の青少年健全育成条例の中で、青少年を有害情報から保護するフィルタリングの普及を目的として、携帯電話事業者等や保護者に対する義務規定を設けているところでございます。

そのような中、昨年 6 月、国においても、青少年インターネット環境整備法が一部改正され、同様の規定が新設されたことから、改正法との整合性を図るため、条例の一部改正を行うもの

となります。

次に、(2)「関係する条例の規定内容」についてございますが、お手元に配布の資料3-2「ネットに潜む危険から皆さんを守るために」と題するリーフレットを併せて御参照ください。リーフレットの裏面にも記載がございますが、ただ今申し上げた携帯電話事業者等及び保護者の義務規定は、大きく分けて3点ございます。

具体的に説明いたしますと、まず1つ目でございますが、「青少年確認義務」として、携帯電話事業者等は携帯電話インターネット接続契約時において、その端末の使用者が青少年かどうかを確認しなければならないとしております。

次に、2つ目でございますが、「携帯電話事業者等が行う説明等義務」として、携帯電話事業者等は、青少年使用にかかる契約であった場合、保護者等に対し、条例等で定めるフィルタリングに関する要説明項目を説明するとともに、それらの要説明項目が記載された書面を交付しなければならないとしております。

その上で、最後に3つ目でございますが、「フィルタリングにかかる不要申出書の提出・保存義務」といたしまして、保護者が店頭でのフィルタリングに関する説明を受けた上で、それでもなおフィルタリングを不要とする申出をする場合には、まず保護者が不要の理由を記した書面を携帯電話事業者に提出しなければならないと、一方、携帯電話事業者は、保護者から提出を受けた書面を一定期間保存しなければならないとしております。

それらを踏まえまして、資料3-1、項目2の「改正の内容」について御説明申し上げます。まず、(1)「義務規定の対象となる機器の拡大」についてでございますが、これまで対象としてきたスマートフォンを含む携帯電話端末とPHS端末に加え、改正法に準じるかたちで、Cellular機能付タブレット端末等を新たに対象とするものとなります。

次に、(2)「義務規定の対象となる契約形態の明確化」についてでございますが、こちらも法の改正点を反映させ、義務規定の対象となる契約形態を「新規契約時」「契約者変更及び機種変更時」「保護者からフィルタリング不要の申出がされたとき」として、明確化するものとなります。

次に、(3)「フィルタリング有効化措置に関する事項の追加」についてでございますが、改正法第16条により新たに新設された「フィルタリング有効化措置義務」に関連する事項を追加するものとなります。お手元に配布の資料3-3「青少年インターネット環境整備法改正の概要」を併せて御参照ください。資料の真ん中右側に「フィルタリング有効化措置」の説明書きがございますが、「契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定を行う。」とあります。かみ砕いて説明いたしますと、特定の端末、スマートフォンやCellular機能付タブレット端末を対象として、契約の相手方に端末を引き渡す際に、店頭で携帯電話事業者等がフィルタリングの設定まで実施するというものになります。

それを踏まえて、資料3-1、(3)「フィルタリング有効化措置に関する事項の追加」でございますが、具体的には2点ございます。1つ目が先ほどご説明した既存の「携帯電話事業者等が行う説明等義務」において、要説明項目としてフィルタリング有効化措置に関する事項を追加するものとなります。2つ目が、保護者がフィルタリング有効化措置を希望しない場合において、その申出書面の提出等義務について、既存の「フィルタリングにかかる不要申出書の提出・保存義務規定」に追加するものとなります。

続いて、(4)「電磁的記録による代替規定の新設」についてでございますが、条例で定めている書面の交付、提出義務において、書面に替えて電磁的記録による交付等を可とするものになります。

次に、(5)「公表・勧告規定の維持」についてでございますが、改正法では新設された義務規定に対しては、携帯電話事業者等への立入調査及び義務違反を認めた際の事業者名の公表・勧告等の規定が定められていませんが、引き続き、条例においては立入調査及び公表・勧告等の規定を維持するものとなります。

次に、(6)「その他」についてでございますが、改正法を直接引用している条ずれや定義規定、略称規定について改正法に合わせて改正するとともに、改正法と重複する規定について削除するものとなります。

最後に、項目3の「施行期日」についてですが、改正条例の公布日としております。条例案については、今月2月定例会に上程予定となっておりますので、議決がなされれば3月下旬頃に公布される見込みとなります。以上で「青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）の概要」についての御説明を終わらせていただきます。

梨本会長 ありがとうございました。近いうちにこれから議会にかかるものの概要について御説明いただきました。ただ今の説明について、御質問、御意見などあればお願いします。特にございませんでしょうか。

各委員 （特になし）

梨本会長 よろしいでしょうか。

報告事項（2）その他

梨本会長 続きまして報告事項（2）に移ります。「その他」ですが、事務局から何かございますか。

事務局 （特になし）

梨本会長 委員の皆様から今回の会議の在り方や議題全般を振り返って御提案なり御意見などございますか。それでは、本日各委員から様々な御提案、御意見がありましたので、それを事務局の方から今後の取組に活かしていただくということを改めてお願いしたいと思います。それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。私自身も色々と勉強になりましたので、これからの活発な取組を期待したいと思います。御協力ありがとうございました。

司 会 梨本会長、長時間にわたり、議長をお務めいただきありがとうございました。以上をもちまして、平成29年度宮城県青少年問題協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。